

# 「建設労働者確保育成助成金」制度の一部を改正しました

## 改正内容 1

### ▶「足場組立等に係る特別教育」を技能実習コースの助成対象としました

平成27年7月1日以降に開始される「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を、技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成対象としました。

#### ＜新たに対象となる特別教育＞

区 分	特別教育の時間
	学 科
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務 （地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）	6
平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体 または変更の作業に係る業務に就いている方	3

◆7月1日以降に開始する技能実習から適用

## 改正内容 2

### ▶10月1日以降に開始する技能実習は、事前に計画届の届出が必要です

#### ＜技能実習コース（経費助成・賃金助成）の必要書類＞

種 類	現 行	平成27年10月1日以降
計画届	届出不要	技能実習を開始する日の 原則1カ月前までに届出
支給申請書	技能実習を終了した日の翌日 から原則2カ月以内に提出	技能実習を終了した日の翌日 から原則2カ月以内に提出

※平成27年4月10日の改正内容です。

◆10月1日以降に開始する技能実習から適用

〔例:平成27年10月1日～10月3日の訓練期間で技能実習を実施する場合、原則として、9月1日までに計画届を労働局またはハローワークへの届出が必要です。〕

計画届様式（様式第2号（事業主向け）、様式第2号の2（団体向け））は厚生労働省ホームページにも掲載しています。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.html)

建設 助成金 様式 検索

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

# 〔 計画届の記入例 (登録教習機関等に委託して行う場合) 〕

(建助様式第2号)

## 建設労働者確保育成助成金 (技能実習コース (経費助成・賃金助成)) 計画届 〔中小建設事業主用〕

労働局長 殿  
( 公共職業安定所長 経由)

建設労働者確保育成助成金 (技能実習コース (経費助成) / 技能実習コース (賃金助成)) の計画の届出を行います。

(届出年月日) 平成 年 月 日

### <経費助成>

(注) ①～⑩は必ず記入。登録教習機関等へ委託する場合は⑫⑬及び⑮を記入。事業主自ら実施する場合は⑭～⑰を記入。

① 申 請 者	(フリカナ) 中小建設事業主等の名称	(株) ●●組 代表取締役 建設 実 (印)	イ 雇用保険適用 事業所番号	1 1 1 1   1 1 1 1 1 1 1			
	(フリカナ) 代表者の役職名及び氏名	〒000-0001 ●●県●●市1-1-1 (電話 123-456-7890)	ロ 業 種	土木工事業			
	所 在 地		ハ 常用労働者	10人 ( )人			
	(フリカナ) 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称		ニ 資本金・ 出資総額	5,000 万円			
	(フリカナ) 氏 名		ホ 雇用保険料率	1,000分の 16.5			
	所 在 地		ヘ 建設業許可番号	大臣 知事 般-26第×××号			
	担当者の職名及び氏名	イ 職名 労働部長    ロ 氏名 安定 強	ト 雇用管理責任者 の氏名及び員数	雇用 勇 他 0人			
	③ 実施予定日数・期間		3 日 (平成 27年 10月 1日 ~ 平成 27年 10月 3日)				
	④ 実習内容		⑨ 本事業の実施や対象労働者に関して 公共機関からの補助や助成金の有無				
	⑤ 学科時間	⑥ 実技時間	⑦ 受講者数 (予定)	⑧ 助成対象者数 (予定)			
	12 時間	7 時間	5 人	5 人			
	⑩ 訓練を受講する労働者から の費用徴収予定の有無		⑫ 講習実施機関名 (主催者名)	⑬ 委託費 (教材費含む)			
	有 ( ) 無 ( )		●●教育訓練センター	100,000 円			
	⑪ その他費用徴収予定の有無		⑭ 所要費用見込額合計				
	有 ( ) 無 ( )		100,000 円				
技能 実習 計画	⑭ 費用	(実習場所借上料)	(部外指導員謝金)	(建設機械借上料)	(指導員旅費)	(教材・消耗品費)	⑮ 所要費用見込額合計
	円	円	円	円	円	円	100,000 円
⑯ 指導員・ 担当 科目 表	氏 名	所属事業所名等	指導員の 免許・資格等	担 当 科 目	時 間 数	謝 金 額	指 導 員 旅 費
	円	円	円	円	円	円	円

以下の場合には、技能実習初日の前日までに計画変更届 (建助様式第9号)の届出が必要です。  
○ ③「実施予定日数・期間」、④「実習内容」、⑫「講習実施機関名」に変更が生じた場合  
○ ⑭「所要費用見込額合計」の金額が届け出た金額を超える場合

○ 登録教習機関等に委託して実施する場合は、太線枠内の項目を記入してください。  
○ 賃金助成も利用する場合は⑯欄も記入してください。

### <賃金助成>

(注) 「経費助成」と併せて「賃金助成」の助成を受けたいときは⑯欄も記入して下さい。

(注) 「賃金助成」のみの助成を受けたいときは①～⑧及び⑫⑬⑮欄を記入してください。

⑯ 技能実習コース (賃金助成)	イ 助成金対象人数 (予定)	5 人	ロ 受講期間中に賃金を支払う日数 (1日3時間以上受講する日に限る)	3 日	予 定 額 (イ×ロ×8,000円)	120,000 円
------------------	----------------	-----	------------------------------------	-----	--------------------	-----------